

議案第 4 号

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 6 月 6 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

「第 4 章 市川市こども発達相談室（第 13 条－第 17 条）

目次中 第 5 章 市川市大洲こども館（第 18 条－第 22 条） を
第 6 章 補則（第 23 条・第 24 条） 」

「第 4 章 市川市こども発達相談室（第 13 条－第 18 条）

第 5 章 市川市大洲こども館（第 19 条－第 23 条）

第 6 章 市川市そよかぜキッズの設置等（第 24 条－第 34 条）

第 7 章 補則（第 35 条・第 36 条） 」

に改める。

第 3 条第 1 号中「こども」の次に「及び精神に障害のあるこども（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害児を含む。以下同じ。）」を加え、同条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）の集団生活への適応に関すること。

第4条の表を次のように改める。

名 称	主 な 業 務
市川市あおぞらキッズ	<p>1 法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、知的障害のあるこども及び精神に障害のあるこどもに対し、次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>(1) 機能訓練及び生活支援並びに食事、衣服の着脱、排泄その他基本的な生活習慣を確立するための指導を行うこと（第32条第2項第1号を除き、以下「児童発達支援」という。）。</p> <p>(2) 法第6条の2第5項に規定する施設に通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外のこどもとの集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与すること（以下「保育所等訪問支援」という。）。</p> <p>(3) 法第6条の2第7項に規定する障害児支援利用計画案を作成し、同項に規定する給付決定等が行われた後に、同項に規定する関係者との連絡調整その他の便宜を供与すること及び同項に規定する障害児支援利用計画を作成すること（以下この表及び第26条第1号エにおいて「障害児支援利用援助」という。）。</p> <p>(4) 法第6条の2第8項に規定する通所給付決定保護者の障害児通所支援の利用状況を検証し、同項に定めるところにより障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、同項各号に掲げるいずれかの便宜の供与を行うこと（以下この表及び第26条第1号オにおいて「継続障害児支援利用援助」という。）。</p> <p>2 知的障害のあるこどもの保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）及び精神に障害のあるこどもの保護者に対し、当該こどもの発</p>

	達及び生活の相談に応じ、助言を行うこと。
市川市おひさまキッズ	<p>1 法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センターとして、肢体不自由のあるこどもに対し、次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>(1) 機能訓練及び医療指導、生活支援並びに食事、衣服の着脱、排泄その他基本的な生活習慣を確立するための指導を行うこと(第9条の2第1項及び第10条において「医療型児童発達支援」という。)</p> <p>(2) 保育所等訪問支援</p> <p>(3) 障害児支援利用援助</p> <p>(4) 継続障害児支援利用援助</p> <p>2 肢体不自由のあるこどもの保護者に対し、当該こどもの発達及び生活の相談に応じ、助言を行うこと。</p>
市川市こども発達相談室	こども又はその保護者に対し、当該こどもの発達障害に関する相談に応じ、支援を行うこと。
市川市大洲こども館	<p>1 こどもの健全な遊びの指導を行うこと。</p> <p>2 こどもの健康の増進の指導を行うこと。</p> <p>3 こどもの生活の相談に応じ、助言を行うこと。</p> <p>4 子育てを支援するものとこどもとの交流を図ることその他こどもの健全な育成に関する業務を行うこと。</p>

第5条中「この章において」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ次に定める者

ア 保育所等訪問支援 法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定(以下「通所給付決定」という。)に係る障害児

イ アに掲げる業務以外の業務 通所給付決定に係る知的障害のあるこども又は精神に障害のあるこども

第5条の2第1項各号列記以外の部分中「知的障害児機能訓練等業務」を「児童発達支援又は保育所等訪問支援(以下この項において「知的障害児等機能訓練等業務」という。)」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「児童発達支援の利用につき」を加え、同項第1号から第3号までの規定中「知的障害児機

能訓練等業務」を「知的障害児等機能訓練等業務」に改め、同項第4号中「及び市川市おひさまキッズの使用料」を「若しくは市川市おひさまキッズの使用料又は第24条に規定する市川市そよかぜキッズの使用料若しくは第33条第1項に規定する利用料金（以下「あおぞらキッズの使用料等」という。）」に改める。

第6条を次のように改める。

（利用定員）

第6条 あおぞらキッズにおける児童発達支援の1日当たりの利用定員は、50人とする。

第9条中「この章において」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ次に定める者

ア 保育所等訪問支援 通所給付決定に係る障害児

イ アに掲げる業務以外の業務 通所給付決定に係る肢体不自由のある子ども

第9条の2第1項各号列記以外の部分中「肢体不自由児機能訓練等業務」を「医療型児童発達支援又は保育所等訪問支援（以下この項において「肢体不自由児機能訓練等業務」という。）」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「医療型児童発達支援の利用につき」を加え、同項第4号中「市川市あおぞらキッズ及びおひさまキッズの使用料」を「あおぞらキッズの使用料等」に改める。

第10条を次のように改める。

（利用定員）

第10条 おひさまキッズにおける医療型児童発達支援の1日当たりの利用定員は、40人とする。

第13条中「及び」を「又は」に改める。

第24条を第36条とする。

第23条中「こども発達センター」の次に「又はそよかぜキッズ」を加え、同条を第35条とする。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 市川市そよかぜキッズの設置等

(分館の設置)

第24条 こども発達センターに分館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市そよかぜキッズ

位置 市川市稲荷木1丁目14番1号

(事業)

第25条 市川市そよかぜキッズ（以下「そよかぜキッズ」という。）においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 第3条第1号及び第3号に掲げる事業に関する事。
- (2) 知的障害のあるこども及び精神に障害のあるこどもで学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。以下この号において同じ。）に就学しているものの授業の終了後及び学校の休業日における機能訓練及び生活支援に関する事（第32条第2項第1号を除き、以下「放課後等デイサービス」という。）。
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業に関する事。

(業務)

第26条 そよかぜキッズの主な業務は、法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、次に掲げる業務を行うこととする。

- (1) 知的障害のあるこども及び精神に障害のあるこどもに対し、次に掲げる業務を行うこと。
 - ア 児童発達支援
 - イ 放課後等デイサービス
 - ウ 保育所等訪問支援
 - エ 障害児支援利用援助
 - オ 継続障害児支援利用援助
- (2) 知的障害のあるこどもの保護者及び精神に障害のあるこどもの保護者に対し、これらのこどもの発達及び生活の相談に応じ、助言を行うこと。

(利用することができる者)

第27条 そよかぜキッズを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

ただし、市長が特に必要があると認める者は、この限りでない。

(1) 次に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ次に定める者

ア 保育所等訪問支援 通所給付決定に係る障害児

イ アに掲げる業務以外の業務 通所給付決定に係る知的障害のあること
も又は精神に障害のあること

(2) 前号に規定する者の保護者

(使用料)

第28条 通所給付決定保護者は、前条第1号に規定する者が児童発達支援、放課後等デイサービス又は保育所等訪問支援（以下この項及び第33条第1項において「知的障害児等機能訓練等業務」という。）を利用したときは、使用料を納めなければならない。ただし、児童発達支援の利用につき次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、この限りでない。

(1) 知的障害児等機能訓練等業務を利用した者の通所給付決定保護者（本市に住所を有する者に限る。以下この項及び第33条第1項において「業務利用関係保護者」という。）と同一の世帯に属し、かつ、当該業務利用関係保護者が生計を同じくして養育している子（就学その他の事由により当該業務利用関係保護者と同一の世帯に属さない子であって、当該業務利用関係保護者が生計を維持しているものを含む。）が3人以上あること。

(2) 知的障害児等機能訓練等業務を利用した者が前号に規定する子のうち年齢の高い方から数えて3番目以後の者であること。

(3) 業務利用関係保護者及び当該業務利用関係保護者と同一の世帯に属する者の所得税の額（前条第1号に規定する者が知的障害児等機能訓練等業務を利用した日の属する月が、1月から6月までの場合にあつては前々年分の所得税の額とし、7月から12月までの場合にあつては前年分の所得税の額とする。）の合計額が51万円未満であること。

(4) 業務利用関係保護者があおぞらキッズの使用料等を滞納していないこ

と。

2 使用料の額は、法及びこれに基づく命令等に定められた算定方法により算出して得た額とする。

3 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用定員)

第29条 そよかぜキッズにおける1日当たりの利用定員は、児童発達支援にあっては30人、放課後等デイサービスにあっては10人とする。

(利用時間)

第30条 そよかぜキッズの利用時間は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 放課後等デイサービス 午前11時から午後7時まで(土曜日にあつては、午前9時から午後5時まで)

(2) 前号に掲げる業務以外の業務 午前9時から午後5時まで

(休所日)

第31条 そよかぜキッズの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

(1) 日曜日及び土曜日(放課後等デイサービスにあっては、日曜日に限る。)

(2) 祝日法に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日

(4) 12月29日から同月31日まで

(指定管理者による管理)

第32条 市長は、そよかぜキッズの管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

2 そよかぜキッズの指定管理者の指定の基準は、市川市公の施設の指定管理

者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第2号。第4項において「手續条例」という。）第2条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 法第21条の5の3第1項の指定を受けて法第6条の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業を行っていること。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であること。

3 そよかぜキッズの指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第26条各号に掲げる業務を行うこと。
- (2) そよかぜキッズの利用に関する契約の締結及びこれに関し必要な手續を行うこと。
- (3) 次条第1項に規定する利用料金を収受すること。
- (4) 法第21条の5の5に規定する障害児通所給付費等並びに法第24条の26第1項の障害児相談支援給付費及び法第24条の27第1項の特例障害児相談支援給付費を千葉県国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会であつて千葉県の区域をその区域とするものをいう。）に請求すること。
- (5) 第2号に規定する契約に基づき必要な措置を講ずること。
- (6) 施設等の維持管理（軽微なものに限る。）を行うこと。
- (7) その他前各号に掲げる業務を行うに当たり必要な行為をすること。

4 指定管理者が行うそよかぜキッズの管理の基準は、手續条例第2条に定めるもののほか、第27条、第29条から前条まで、次条及び第34条に定めるところによる。この場合において、これらの規定の適用については、第27条ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第30条ただし書及び前条ただし書中「市長が必要であると認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」とする。

（利用料金）

第 3 3 条 通所給付決定保護者は、第 2 7 条第 1 号に規定する者が知的障害児等機能訓練等業務を利用したときは、指定管理者に対し、そよかぜキッズの利用に係る料金（以下この条及び次条において「利用料金」という。）を納めなければならない。ただし、児童発達支援の利用につき次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、この限りでない。

(1) 業務利用関係保護者と同一の世帯に属し、かつ、当該業務利用関係保護者が生計を同じくして養育している子（就学その他の事由により当該業務利用関係保護者と同一の世帯に属さない子であつて、当該業務利用関係保護者が生計を維持しているものを含む。）が 3 人以上あること。

(2) 知的障害児等機能訓練等業務を利用した者が前号に規定する子のうち年齢の高い方から数えて 3 番目以後の者であること。

(3) 業務利用関係保護者及び当該業務利用関係保護者と同一の世帯に属する者の所得税の額（第 2 7 条第 1 号に規定する者が知的障害児等機能訓練等業務を利用した日の属する月が、1 月から 6 月までの場合にあつては前々年分の所得税の額とし、7 月から 1 2 月までの場合にあつては前年分の所得税の額とする。）の合計額が 5 1 万円未満であること。

(4) 業務利用関係保護者があおぞらキッズの使用料等を滞納していないこと。

2 利用料金の額は、法及びこれに基づく命令等に定められた算定方法により算出して得た額とする。

3 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の收受等）

第 3 4 条 市長は、指定管理者に対し、利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 指定管理者が利用料金を收受するときは、第 2 8 条の規定は、適用しない。

第 5 章中第 2 2 条を第 2 3 条とし、第 1 8 条から第 2 1 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第4章中第17条の次に次の1条を加える。

(市川市幼児ことばの教室)

第18条 相談室の事業のうち、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある幼児（法第4条第1項第2号に規定する幼児をいう。）及びその保護者に対し当該幼児の言語機能の維持向上を図るための相談及び支援に係る事業を行うため、市川市稲荷木1丁目14番1号に市川市幼児ことばの教室を置く。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第6章を第7章とし、第5章の次に1章を加える改正規定（第32条第2項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

理 由

旧稲荷木幼稚園の施設を改修し、こども発達センターの分館としてそよかぜキッズを設置し、その管理を指定管理者に行わせるとともに、あおぞらキッズ及びおひさまキッズにおいて新たに行う保育所等訪問支援等の事業に関する事項を定めるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。